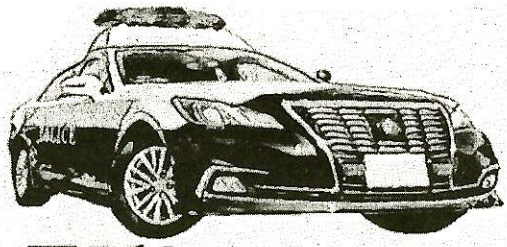
回覧



関ケ原のまもり



令和８年１０月発行
垂井警察署【TEL】　２２－０１１０
関ケ原交番【TEL】　４３－０００２
今須駐在所【TEL】　４３－５４１３

電話とWebフォームで簡単に国際電話の利用休止の申請申し込みができるようになりました！！

県内では、金融機関、NTTドコモ、警察を名乗り個人情報やキャッシュカードの暗証番号を聞き出そうとする詐欺のあたり電話が多発しています。

詐欺被害に遭わないために国際電話の利用休止手続きの積極的な利用をお願いします！

以前から国際電話の利用休止の申込みは書類の郵送、フリーダイヤル、Webフォームで行っていましたが、現在は**フリーダイヤルとWebフォーム**での申込み方法が非常に簡約化され、電話での申込みならば**約２分**で受付が完了してしまうほどの簡単な手続きです！！

下記の受付センターの窓口に電話をすると自動音声のアナウンスが流れますので、指示に従い申請をしてください。

利用休止の申請による料金や利用料等は一切発生しません。

書類での申込み受付も継続して行っていますが申請者が郵送料金を負担することになります。

※必要書類を記載し警察署等にご持参頂ければ郵送料金の負担なく申請できます。

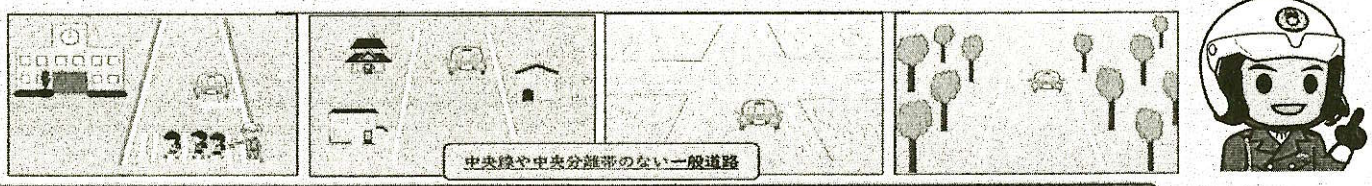
申請のやり方がわからない方は所用で交番等に来署した際や、巡回連絡で自宅を訪れた警察官に聞いてみて下さい。

国際電話不取扱受付センターの受付番号（フリーダイヤル）　0120－210－364

生活道路の法定速度は時速30kmですよ！

令和8年9月1日から改正道路交通法が施行されたことにより、生活道路の法定速度が以前の時速60kmから、現在は時速30kmに変更されています。

※令和8年9月1日に法定速度が時速30kmに変更された道路の具体例！



令和８年９月１日以降も法定速度が60km/hの道路

- 道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- 道路の構造上又は柵等の工作物により往復の方向別に分離されている一般道路
- 高速自動車国道のうち、本線並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 自動車専用道路

※　道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

【　垂井警察署のQRコードです！】

随時最新情報を発信しています！一度確認してみてください！　→